

大学入学者選抜における不正行為の防止対策を検討する 上での基本的な考え方

以下の考え方を前提に実現可能な対策を試験運営ワーキングとして整理し、大学入学者選抜協議会へ報告する。

- 受験生の圧倒的多数は、入学を志願する大学の入学者選抜に自らの学習成果を発揮し、合格することを目指し、誠実に受験に臨んでいる。
- 一方、極めて少数ではあるものの不正行為に及ぶ者が存在することは否定できない。
また、技術の進歩によって、不正行為に悪用可能な通信機器の入手が容易になることで、そうした機器を悪用することへの誘引が強くなることもないとは言えない。
- 受験機会・選抜方法における公平性・公正性は確保されるべきものであり、不正行為が行われれば、その原則が成立しなくなるため、その対策が必要不可欠である。
- ただし、大多数の受験生が誠実に受験しようとしていることを勘案した場合、受験生全員がそうした例外的な行為に及ぶ可能性を前提に不正行為の防止策を検討することは、適当ではない。
また、極めて少数の者のために過度な対策を求めることは、試験実施主体である大学や大学入試センターに過剰な人的負担や物的負担を求めること、場合によっては、そのための財源を検定料や税金から受験生や国民に求めることになることから、妥当ではない。
- 不正行為を行わないように、事前に抑止力として機能するものを検討するとともに、不正行為を行った者には、意図的に公平・公正な受験環境を毀損したことに対する責任を自覚し、再発を防止するような抑止効果のある取扱いが必要である。

今後、以上の考え方では入学者選抜における公平性・公正性が確保できないと判断される事態が生じた場合には、必要に応じて考え方を修正する。

大学入学者選抜における不正行為の防止対策を検討する 上での基本的な考え方(案)【見え消し版】

以下の考え方を前提に実現可能な対策を試験運営ワーキングとして整理し、大学入学者選抜協議会へ報告することかどうか。

- 受験生の圧倒的多数は、入学を志願する大学の入学者選抜に自らの学習成果を発揮し、合格することを目指し、誠実に受験に臨んでいる。
- 一方、極めて少数ではあるものの不正行為に及ぶ者が存在することは否定できない。
また、技術の進歩によって、不正行為に悪用可能な通信機器の入手が容易になることで、そうした機器を悪用することへの誘引が強くなることもないとは言えない。
- 受験機会・選抜方法における公平性・公正性は確保されるべきものであり、不正行為が行われれば、その原則が成立しなくなるため、その対策が必要不可欠ではないかある。
- ただし、大多数の受験生が誠実に受験しようとしていることを勘案した場合、受験生全員がそうした例外的な行為に及ぶ可能性を前提に不正行為の防止策を検討することはしてしまふことは、大多数の受験生が誠実に受験しようとしていることを勘案した場合、適当ではないといえるか。
また、極めて少数の者のために過度な対策を求めることは、試験実施主体である大学や大学入試センターに過剰な人的負担や物的負担を求めること、場合によっては、そのための財源を検定料や税金から受験生や国民に求めることになることから、妥当ではないといえるか。
- 不正行為を行わないように、事前に抑止力として機能するものを検討するとともに、不正行為を行った者には、意図的に公平・公正な受験環境を毀損したことに対する責任を自覚し、再発を防止するような抑止効果のある取扱いが必要であるはないか。

今後、以上の考え方では入学者選抜における公平性・公正性が確保できないと判断される事態が生じた場合には、必要に応じて考え方を修正することとしてはどうか。